

【「HDD(SSD)返却不要サービスプラス」ご利用規約】

第1条(本規約)

本利用規約(以下「本規約」といいます)は、パナソニック コネクト株式会社 モバイルソリューションズ事業部(以下「当社」という)が提供する「HDD(SSD)返却不要サービスプラス」(以下「本サービス」といいます)を利用する際の条件等について定めています。本サービスは、当社がご利用者に別途知らせる登録確認書に記載の有効期間終了日までの間、HDD(SSD)を修理交換した際、障害 HDD(SSD)を当社所定のサービス条件に基づいてお客様にお引渡しするサービスです。ご利用者は、本サービスのご利用に先立ち、本規約のすべてに同意し、それらを遵守することを条件として、本サービスを利用することができるものとします。なお、当社は本規約を随時変更することがあります。本規約に変更の必要が生じた場合は、ご登録のメールアドレスへご連絡メールを配信または本サービス掲載サイトに掲載することにより変更できたものとし、当該連絡又は掲載時点から効力を生じるものとします。

第2条(用語の定義)

本サービスにおいて、以下の用語は以下の意味として使用します。
「対象機器」とは、サービスプラスソリューション登録依頼書の機種品番・製造番号の項目に記載の機器をいいます。
※登録項目は、お客様情報(貴社名や住所等)・出荷日・機種品番・製造番号・設置先住所 となります。

第3条(本サービス内容)

オンライン保守時、対象機器に生じた障害 HDD(SSD)を弊社に返却することなく、お客様にお引渡しするサービスです。HDD(SSD)の廃棄、データ復旧は含まれません。サービスの対象となるのは、対象機器のサービス申込みをいただいた商品となります。

本サービスは、対象機器の無償保証延長サービスに付随するサービスとなり、本サービスは保証延長サービス終了と同時に終了するものとします。

対象機器の無償保証期間終了後も本サービスの利用をご希望の場合には、対象機器ご購入時に保証期間外保証延長サービス(オンライン)と本サービスの購入が必要となります。

本サービスの購入の申込みは、お客様が当社指定の登録依頼書を当社に返送する方法により行うものとします。

本サービスは、対象機器と同時に購入いただくことを基本とします。対象機器購入後に本サービスを購入される場合は、本サービスの有効期間に加え、対象機器購入初年度から本サービス購入時までの期間を含めた利用料金のお支払いが必要です。また、対象機器の購入日を証明できる書類を添えてお申し込みください。

なお、対象機器購入後に本サービスを購入される場合、本サービスの開始日は当社が登録依頼書を受領した日の一月後とします。

第4条(本サービス範囲について)

本サービスは、日本国内のみのサービス提供です。国外でのサービス実施はできませんのでご了承ください。

本サービスの対象は、以下の修理時におけるHDD(SSD)交換となります。

①HDD(SSD)故障による交換、②当社保守員にてHDD(SSD)故障と判断した場合。

本サービスの対応は原則としてオンライン保守となります。

本サービスは、商品を最初に購入されたお客様のみに対応されるもので、お客様が商品を譲渡、転売された第三者には対応されません。

当社は、本サービスの全部又は一部を、第三者に委託する場合があります。

第5条(サービスの適用除外について)

本サービス期間内でも次の場合には適用除外となりますので、修理にあたっては原則として、有料にさせていただきます。

- ①HDD(SSD)の現物が無い
- ②未再現による予防交換

第6条(本サービス代金)

ご利用者は、本サービス利用料金として、当社所定のサービス代金を販売店等を通じて当社に支払うものとします。

第7条(サービス有効期間)

本サービスの有効期間は、登録確認書の記載によるものとします。対象機器購入時に本サービスを購入いただいた場合、本サービスの有効期間はお客様の対象機器ご購入日より最長5年間となります。対象機器購入後に本サービスを購入された場合、本サービスの有効期間は、当社がご利用者から登録依頼書を受領した日の1ヶ月後に開始し、通常保証期間終了時までとなります。

第8条(損害賠償について)

万一、本サービスに関連して当社の責に帰すべき事由により損害が発生した場合、当社の支払う損害賠償、費用の補償、その他一切の責任及びその合計額は、本サービスの対象となった対象商品の購入代金として、当社もしくは販売店が受領した合計額を上限とします。

第9条(解約)

1. ご利用者又は当社が、次の各号の一つに該当したときは、相手方は何等の催告を要せず、相手方への通知をもって直ちに本サービスを解約できるものとします。

- ①本規約に基づく債務を履行せず、相手方から相当の期間を定めて催告を受けたにもかかわらず、なおその期間内に履行しないとき
- ②関係法令、もしくは本約款に違反し、又は著しい背信行為をしたとき
- ③監督官庁から営業の取消又は停止等の処分を受けたとき

2. ご利用者又は当社が、前項各号のいずれかにでも該当したときは、当然に期限の利益を失い、相手方に対して負担する一切の金銭債務を直ちに弁済するものとします。

3. ご利用者の責に帰すべき事由による本サービス中途解約によるサービス料金の返金は致しかねますので、ご了承願います。

第10条(機密保持)

1. ご利用者及び当社は、本サービスの履行過程で知り得た情報(以下「秘密情報」といいます)を秘密として保持し、第三者に開示・漏洩しないものとします。ただし、法令又は裁判所等の公的機関の要請・命令等により開示を強制され、開示せざるを得ない場合は、この限りではありません。

2. ご利用者及び当社は、本サービスが終了したとき、又は相手方から秘密情報の廃棄の請求を受けたとき、その他秘密情報が不要となった場合、秘密情報を速やかに廃棄するものとします。ただし、当社が本サービスを提供するにあたり、当社で作成した情報を除きます。なお、本条の義務は当該秘密情報を廃棄した時点より1年間継続するものとします。

第11条(合意裁判所)

ご利用者及び当社は、本サービスに関し訴訟の提起、調停の申立等が必要となった場合、大阪地方裁判所を専属的な第一審管轄裁判所とします。

第12条(協議事項)

本サービス内容の解釈に疑義が生じた場合は、ご利用者当社誠意をもって協議し、その解決にあたるものとします。